

令和6事業年度 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの会計監査人候補者選定経過等の公表について

令和6年6月24日
独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和6年6月18日付けをもって農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の令和6事業年度会計監査人として、板橋監査法人を選任した旨の通知がありました。

なお、会計監査人候補者の選定経過等は、次のとおりです。

1 選定経過

- (1) 令和5年12月25日 公示
- (2) 令和6年 2月13日 提案書等提出締切り（応募2者）
- (3) 令和6年 3月 4日 会計監査人候補者選定審査委員会
- (4) 令和6年 6月 7日 監事同意
- (5) 令和6年 6月12日 農林水産大臣あて監査人候補者名簿の提出

2 会計監査人候補者選定の内容

- (1) 会計監査人候補者を選定するため、提案書等の提出を求めたところ、2者から応募があった。
- (2) 提出された提案書等について、会計監査人候補者選定審査委員会において、会計監査人候補者選定審査基準（以下「選定審査基準」という。）に基づき選定を行った。
- (3) 選定審査基準は別紙のとおり。
- (4) 選定審査基準に基づき審査をした結果、板橋監査法人をセンターの令和6事業年度会計監査人候補者に選定した。

以上

会計監査人候補者選定審査基準

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の会計監査人の監査に当たっては、

- ① センターは、農林水産行政や食品安全行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材をいう。以下同じ。）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命とする機関であり、国からの運営費交付金及び施設整備費補助金により業務を運営していること。
- ② 全国ブロックごとに1本部5地方組織体制（本部（さいたま、小平、横浜）、札幌、仙台、名古屋、神戸、福岡）の機関であり、国の合同庁舎、センターが所有する単独庁舎等に入居し、全国展開していること。

以上の事情を踏まえ、会計監査人が監査を実施する必要があることから、以下を基準に、会計監査人候補者選定審査委員会委員が採点を行い、合計点の最も高い者を候補者として選定する。

1 独立行政法人の監査実績

2 企画及び監査体制に係る評価項目

- （1）監査実施の基本方針及び考え方（着眼点、重点項目等）の評価
- （2）監査実施方法の評価
- （3）監事及び内部監査部門（業務監査室）との連携体制の考え方等の評価
- （4）監査計画（監査実施日数、期間）の評価
- （5）要員計画（監査チームの構成及びサポート体制）の評価
- （6）監査従事予定者の専門性及び会計監査業務に対する評価
- （7）監査品質の管理体制の評価
- （8）その他参考となる事項として提案書に記載されている事項に対する評価

3 価格に係る評価項目

- （1）執務予定日数と監査計画の整合性の評価
- （2）監査費用の積算の合理性の評価
- （3）執務日数の変更に伴う費用変更の合理的な積算方法の評価
- （4）監査費用の優位性の評価

以上